毎月1日・15日発行

昭和43年(1968年) 月15日

編集 総務部秘書課 発行人 石井 繁丸 印刷所 上毛新聞社

(1部金4円)

水道事業

上水道とともに、下水道は住みよ い町づくりの基礎となる施設です。

その早期整備は、都市の近代化に

とって、もっとも大きな課題のひと

つとなっています。ところが、わが

国の下水道普及窓は、欧米諸国にく らべ、かなり立ち遅れているのが現

前橋市では昭和27年度から下水道

事業に着手し、以来16年間に10億円 をこえる多額の費用を投じて計画の

約33パーセントに達する317ヘクタ

ールを整備してきましたが、計画年

数24年のうち、すでに16年の歳月を

かけたにもかかわらず、いまだ全体

さらに、これまでのテンポで事業 をすすめるとすると、なお30年の歳

月と、20億円をこえる費用(一般財

源からの捻出分だけで)が必要で、

X

建

設

費

同上財源内訳

画概要

排

下水道管布設

ポンプ場建設

終末処理場建設

国庫補助金

起 (市の長期借入金)

受·益者負担金

下水道管延長

排 水 面 積

水洗便所戸数

水 戸 数

千万円余となり、このほかにさら

に起債の償還費や維持費に充てた 般財源を入れると、合計五億三

なさんからの税収入)は、三億五 建設費に充てられた一般財源(み

市

費

計

計

の3分の1にしか達していません。

今井亀久治(小屋原町) 田村仟○一 〉同補充員 美 (大手町) (江木町) 塩原真吉 (田口町)

担金制度決まる

二(朝日町二丁目)岸政三郎(文 之助 (総社町高井) 委員=江原悌 ·自)委員長職務代理者=福島蔵

昭和43年度から実施

現在のような急速度の都市の発展か

らは、さらにいちじるしく立ち遅れ

そこで、この下水道事業を画期的

に推し進めるために、いままでの財 源のあり方に根本から検討を加え、

自主財源としての受益者負担をねが い、昭和50年度までの残された8年

間に、今までの3倍から4倍のテン ポと、多額の財源を投入して、計画

区域全域に下水道を完備しょうとい うのが、この制度のねらいです。

このたび12月4日付で建設省令第

35号をもって「前橋都市計画下水道

事業受益者負担に関する省令」が制

定され、43年度から正式にこの制度

が実施されますので、そのあらまし

受益者である市民のみなさんのご

昭和27~42年度までの

額

行

7億6,754万円

0億1,834万円

2億7,546万円

3億9,000万円

3億5,288万円

10億1,834万円

37,217メートル

318,3~クタール

13,530戸

おさめられてきました。

かし、

計画年数一十四年(昭

ト水道の普及!

2,991万円

済 30

普及率収入率

19.6

54.7

22.4

45.6

22.3

37.8

33.3

48.5

18-1

の事業を施行 %に達する約

この結果、

理解と協力をおねがいいたします。

をお知らせします。

前橋市下水道事業の全体計画と進捗状況

額

体 計 (昭和27~50年度)

39億1,550万円

15億5,970万円

13億7,836万円

17億4,130万円

6億6,607万円

7億7,397万円

45億5,970万円

230,840メートル

27,900戸

21,000

いません。

この事業費の

り財源をみますと、

ください。

なお、市では事務の合理化のた

まだ全体の三分の一にしか達して のうち、すでに十六年を経た現在

954,5~クタール

17.0

金

たものとなってしまいます。

〉前橋市選挙管理委員 委員長=大図軍之丞 (紅雲町一

挙管理委員を四十二年十二 月十六 市では任期満了にともなう、選 次のとおり選任しました。 員 大図さんら四氏を の選任

選挙管理委員会

んの恐れのない生活こそ、 下水道の整備と普及は、 化生活といえましょう。

もいない、そして伝染病のまんえ 取り式が多いのではありませんか は、いぜんとして昔のままの汲み 所の悪臭と縁を切り、カもハエ 七年度から実施し、以来十六年間

下水道事業

受益者負担 金 制度 あ 5 ま

>縦覧場所

建設部区画整理課

(午前九時~午後五時)

は市庁舎宿直室で)

(ただし土曜の午後及び日曜日

# 近代都 たい 世 つなしごと n

どから出る汚水を処理し、さらに を除くとともに、各家庭や工場な て重要な役割りをはたす公共施設 し尿処理問題の解決など、きわめ ト水道は、雨水によるはんらん 可能にしてくれるのです。 下水道事業には

ただし、この建設費の財源の捻

②機械および装置(モーター、 地に定着する土木設備) ①構築物(煙突・さん橋その他士

以外の事業用資産で、次に該当す

るものです。

おくれています。 業を行なっている市の数は、全国 諸外国とくらべて、 昭和四十二年度で公共下水道事 全国182市が着手 たいへん立ち 欧米

であります。

だしなみとして、欠くことのでき

その早期整備は、近代都市の身

ない基本的な要件の一つです。

もう一つ…水洗便所 水道・電気・ガス完備

> は五百五十七市ですから、三三% で百八十二市です。全国の市の数

する東部、 西部区域の事業着手は、気が遠く ぐにでも下水道施設が必要である 後八か年間に必要とする一般財源 らの歳月を要し、さらに、現在す も、財政的にひじような負担とな は二十億に達し、本市が下水道事 市街化区域、 業を進めるな るわけです。 業を最重点の 業をすすめると仮定しますと、今 出に問題があり、現行のままで事 もし、今まで 北部地区または利根川 つまり旧市域に隣接 は、なお三十年か 裏施策としまして に程度のテンポで事

自転車・リヤカー・ブルドーザー

④ 単両および連搬具 (鉱道車両・

③船舶(鋼船、木船、ボート等) ん盤、コンベア、冷凍機等)

ロードローラーなどで自動車税、

軽自動車税の対象となっているも

のは除く)

にすすめるためには、い で、下水道事業を画期的 ままでの財源のあり方に このような現状のもと

ト製で直経 1.8メートル、1 本の長さは2.43メートル、重さ5.12トンという大きさで、ふつうの人なら管の中を歩いて通れるほどのものです。

さらには、自家用車をお持ちの家

**党洗濯機、テレビ、ステレオ、** 

決定しています。

大幅にこの事業を推進することに 質規模九千三百億円を投資して、

まいます。

なるほどの将来のことになってし

現代の一般家庭では、冷蔵庫、

に水洗便所が加えられました。

句に「水道・電気・ガス完備」と

ひところの宅地分譲のうたい文

これからの生活

に着手していないことになります

そこで国では、新下水道整備五

(三分の一)の市しか下水道事業

われましたが、今ではこのほか

四十六年度に至る五か年間に、 か年計画をたて、四十二年度から

**延も多いことかと思います。それ** 

らの品物に囲まれて、文化生活を

すでに十億円を 昭和27年度から

していると満足されている方たち

も多いことでしょう。

しかし、みなさんのお宅の便所

本市の下水道事業は、昭和二十

前橋市の下水道

根本から検討さ

しい自主財源で

としての受 を加え、新

必要性があ

次のペー

>縦覧期間 月二十日から一月十二日まで

り、選挙人名簿を次のとおり縦覧 しますので、ご覧ください。 もなう審議会委員の選挙にあた 前橋駅南口土地区画整理事業に 2月12日まで縦らんします

、ご連絡ください。 前橋駅南口区画整理の 審議会委員選挙人名簿

さい。不明の点は、税政課評価係 〇…一月一日現在、事業に使って ース・マネキン・机など) 木製工具・はかり・金庫・陳列ケ ⑤工具・器具および備品(金属製 いるものは洩れなく申告してくだ

八年間で 十万円にものばります。 計画を完了

投入します。 今までの三倍から四倍の事業費を 下水道を完備 今後の整備計 現 3 しょうとするもので 仕計画区域の全域に 牛度までの残された 計画は、昭和四十三 ~4倍のテンポで

> 甲告を要する資産は土地・家屋 償却資産の申告 一月末日まで

ましたら、税政課市民税第二係へ ていなかったり、不明の点があり みかたができますよう、必ず氏名 め、納税者の氏名をカナタイプに ご連絡ください。 にふりがなをつけてくださいます していますので、正しい氏名の読 よう、ご協力ください。 まだ関係用紙がお手もとに届い

までに「給与支払報告書」を市役 所税政課(庁舎一階)へ提出して する事務所や事業所は、一月末日 一月一日現在、給写の支払いを 告書の提出は 1月3日までに

和二十七年度から五十年度まで)

広 報

処理区域(三直図面参照)として それぞれ排水区域、 による一応の成果は してきました。 百十七へクタール

メモ

給与の支払報

いれた水を始末する下水道は、市民生活にとって欠くこ のできないものです。 しかし、きれいな水を送りとどける上水道とともに、

が、その足もとで土を掘りかえし、黙もくと続けられて 旦立たないのが下水道工事です。 **通管を入れてうずめてしまえば、**人目にふれるのはマン いる下水道工事に目をやる人はすくないようです。下水 んぐん空高くつり上げられてゆく鉄骨、ビルの建設現場 には思わず目を見ばらせられるような壮観さがあります ルのふただけ、地味な土木工事のなかでも、とくに

とび散る溶接の火花とけたたましいリベットの音、ぐ

たがって、官公暑、学校、神 倉庫等の敷地は

常の場合、借家人は受益者になり の所有者が受益者になります。通 建物がある場合はだいたい家屋 これを簡単にいえば、その土地

していただくために一律に賦課さ

れます。

る区域のみなさんにも公平に負担 金を納めていただくことになりま また、すでに事業が完了してい

のただし、その土地が地上権、 る土地は、それぞれの権利者で **借による権利の目的となってい** 質権又は使用貸借者しては賃貸 土地の所有者です。 日負担金を納めていただく人は な人をいうのか

域です。つり事業と並行して負担 条により市長が公告する区域でそ うな公共用地は対象となりません の年度内に下水道管を布設する区 て負担金の対象となります。 負担金の賦課区域は、省令第三 ただ、邁、河、、倫のよ 賦課されます 事業と並行して

負担金の額は どれくらいになるのか

91円になります 省令第6条の規定によって、市長 は、事業費の予定額および単位負担 金額を定め、これを公告することに なっています。

1平方メートル当り

市長は昨年12月22日にこの公告を しましたが、総事業費の5分の1の 額を計画区域の面積で除した額が1 平方メートル当りの負担金となりま

度があります。

られる一般市費にはおのずから限 っているため、下水道事業に充て とのできないいろいろな事業を行

が必要です。しかし、どれほど多

処理場の建設など多額の費用

しょう。そのためには下水管の布 ひとしく考えているとこでありま

えきれないほどあげられます。

ト水道の完備による利点は、<br />
か

しておくわけにはまいりません。

ところが市においては、下水道

日も早くそうありたいと願うこ

市民のみなさんだれもが、

なく、都市計画事業や教育、社会 事業だけを行なっているわけでは

福祉事業など、どれ一つ欠かすこ

市の機能と、市民の環境衛生をま 額の事業費が必要であっても、都

もるためには、これをなおざりに

市費は税金によってまかなわれま

また、下水道事業に充てる一般

受益者とは、どん

もちろん、田や畑、山林等もすべ

これを計算式であらわしますと下 の表のようになります。

この単位負担金額に、みなさんの 所有している土地または権利のある 土地の面積をかけますと、負担金額 が算出されます。

しなければならないのなぜ負担金の徴収を 担 金。益 制 か 度

**惠は、その区域に住まれる市民に** らのもので、下水道完備による恩 す。この税金は、全市域の市民か 公平という原則からも、 下水道計 範図内において、事業費の一部を

画区域の受益者に、受ける利益の が、みなざ 割して納めていただくことにな 五年(一年四期の一十回)に分 みなさんのつごうも考えて っています。 て、約入していただくことにな 負担していただこうというもので

これが負担金徴収の理由です。

第 とのように一年を四期に分け 吾·第 期 運期 十

めていただ

度に全部部、「東川」で、の、納とら、本来は工事の施行と同じ年(章 負担金は下水道施設の建設費 5年分割で20回に して次のとおりです。 ります。納期は、 毎年度原則と 期二月·第四



受益者の用途及び受益者の負担能

負担金は一律に賦課されますが

場合などの減免は……… 公の生活扶助を受けている

滅免することができます。 力等、その実情によって負担金を

その内容は、次のとおりです。

してあります。

なりません。

申請書は、

当公立の学校及び幼稚園用地

法務収容施設用地立の社会福祉施設用地

## I 平方メートル当りの負担金算出の方式

事 業 費		負担率		下水道区域の面積		単位負担	金額		
4,347,711,000円	×	+	÷	9,545.000 m <sup>2</sup>	=	平方メートル当り 9 1円	坪 当 り 3 0 0円		
しこの事業費!	å , В	召和36年月	定以降	4のもので、事業に対	音手!	た昭和27年度から時	昭和35年度ま		

Lz での事業費は、負担金の対象から除きました。その理由は、下水道の機能を完全に発揮 できるための施設である終末処理場の建設に着手したのが昭和36年度であるためです。 →国の方針では、まないしまとしていますが、前橋市では最低のも としています。

六供町にある下水処理場の全景、ここでは現在8万人分の処理能力をもち、 全部完成しますと、12万人の処理が可能になります

(受益者)

第一条 前橋市長(以下「市長」という。)は、この省令の定めるところにより、都市計画事業として執行する下水道事業のうち公共下水道に係る事業(以下「事業」という。)に要する費用の一部に充てるため、都市計画法(大正八年法律第三十六号)第六条第二項の規定に基づく受益著負担金(以下「負担金」という。)は、この省令の定下「負担金」という。)を徴収するものとする。

第二条 この省令において「受益者」とは、事業により築造される公共下水道の排水区域(以下「排水区域」という。)内に存する土地の所有者をいう。ただし、地上権、資権又は使用貸借者しくは賃貸借による権利を除く、れた地上権マは使用貸借者しくは賃貸借による権利を除く、れた地上権マは使用貸借者しくは賃貸借による権利を除く、れた地上権では使用貸借者しくは賃貸借による権利を除く、れた地上権では使用貸借者しくは賃貸借による者利を除いては、それぞれ地上権者、資権者、使用借主又は賃借人をいうと、日本について仮換地の指定が行なわれた場合において必要があると認めるときば、換地処分が行なわれた場合において必要があると認めるときば、換地処分が行なわれたものとみなして、前項の受益者を定めることができる。

### することができます 負担金は前納を 前納者には報償金

る括期間付

の報償金

され、事実上:10、000円から7

(各受益者の負担金の額)

第四条 負担金の総領は事業に要する費用(昭和三十五年四以 第四条 負担金の総領は事業に戻する費用(昭和三十五年四以

第三条 市長は、この省令の施行後遅滞なく、排水区域の名称

(排水区域の公告)

(負担金の総額)

イナス一八五〇円で一七、一五〇 円の負担ですむことになります。

= %

第五条 受益者が負担する負担金の額は、前条の規定により定めた負担金の総額を第二条の規定により公告された区域内の地積で除して得た額(以下「単位負担金額」という。)に当該受益者が第七条の公告の日現在において所有し、又は地当該受益者が負担する負担金の額は、前条の規定により定ちのの面積を乗じて得た額とする。

応じた率を掛けた額が報償金とし 言ます。この場合、前納した金額 に下の表のとおり前納した年数に 負担金は一括前納することがで が交付されます

四

年 年 年 年

現在何ら受益がないと思われる

第六条 市長は、第三条の公告後遅滞なく、事業費の予定額及りない。

(事業費の予定額の決定等)

Ξ

たとえば、五年分の総額二〇、〇 00円(1期1、000円X10 て支給されます。

の金襴一九、〇〇〇円X一五%で Ŧi. 年 五%

> が必要でないように考えられます 農地等については、しいて下水道

(賦課対象区域の決定等)

そ 先

第七条 市長は、毎年度の当初に、当該年度内に事業を施行することを予定し、かつ、負担金を賦課しようとする区域(以下「賦課対象区域」という。)を定め、これを公告しなけれて、当該年度内に事業を施行す

二、八五〇円が報償金として支給 行投資しておくことによって、 とが約束されます。 が、将来、宅地化されるものに

だちに受益がないことから、 なります。しかし、とりあえずた --% 六% 九% 負担金が賦課されます。

の土地の利用価値が向上されるこ ても原則的には、負担金の対象と したがって、田、畑などについ

(負担金の賦課及び徴収)

第八条 市長は、前条の公告の日現在における当該公告の規定により公告された単位負担金額の予定額を基礎として負担金の額を定め、これを賦課するものとする。

総額を徴収猶予する予定にしてい あろう三か年を限度として、賦課 は賦課しますが、宅地化されるで

ぞれ申請をしていただかなければ の対象となっている場合は、それ なお、負担金が減免や徴収猶予 、市に用意

帯なく、当該負担金の額及びその納付期日等を受益者に通知の市長は第一項の規定により負担金の額を定めたときは、遅て三年を経過した日以後においては、することができない。 前項の負担金の賦課は、前条の公告の日の翌日から起算し

第九条 市長

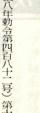
つ、その現に所有し、又は地上権等を有する土地等の状況に一 受益者が当該貞担金を納付することが困難であり、か担金の徴収を猶予することができる。 れん 市長は、次の各号の一に該当する場合においては、負れ条 市長は、次の各号の一に該当する場合においては、負

4負担金は、五年に分割 益者が一括網付の申出 (負担金の徴収猶予) 一括約付の甲出をしたときは、この限りでない。は、五年に分割して徴収するものとする。ただし、受

百分の七十五

規定に基づき、前橋都市計画下水道事業受益者負担に関する省 昭和四十二年十二月四日 前橋都市計画下水道事業受益者負担に関する省令 |法施行令(大正八年勅令第四百八十二号)第十条の らに定める。 第三十五号 建設大臣 保利 茂

令を次の上



都市計画 都市計画

命

下水道計画ならびに現況図

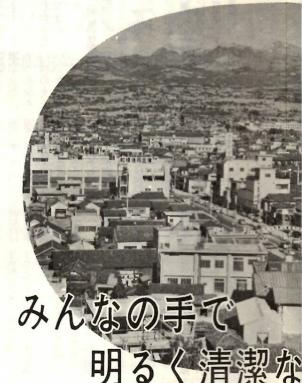
割

n の雨水を排水してごろん

②水害の心配をなくす。

はんらんを防ぐ方法は考えられません。また、現在、行 こそ、いっそうの効果があげられるものと考えられるわ ていますので、これらの事業は、下水道事業と相まって きづまりの状態にあるし尿処理の解決のためにも、でき るだけ早期に事業を推し進める必要があります。 さらに本市は、積極的に都市計画、道路舗装を推進し

のハエやカを追放し赤痢などの伝染病のまんえんを防ぐ 地下水の水位が高い地域では、下水道以外に急な雨水の ③ドブや水たまりをなくし、清潔な環境にする。 回家庭にも水洗便所を普及させる。などがあげられます とくに本市のように、各種の用水路が市内縦横に通じ



### 受益者負担金の減免基準

	市長が定める	その他特に市長が認めるもの
80 M	免除	水等の排除が不可能な土地水等の排除が不可能な土地
	免除	る土地
態にあるもの	免除	い私道 公衆用道路として使用している公共性の高
	百分の二十五除	線路敷(国鉄、私鉄)路切(国鉄、私鉄)
100	百分の七十五	営する施設に係る土地と福祉法人が経営に十二条に規定する社会福祉法人が経営する施設に係る土地
	百分の七十五	置し、管理する学校の用に供する土地私立学校法第三条に規定する学校法人が設
専ら本来の田 よるものとす	百分の五十 除	(イ)境内地 (イ)境内地 (イ)境内地
	で対力と 地域で が が が は を 数 に が の と れ た れ た れ た れ た れ た れ た れ た た た れ た	受益者
	免除	公の生活扶助を受けている受益者、その他 の生活扶助を受けている受益者、その他
	免除	国又は地方公共団体が公共の用に供することを予定している土地
	百分の二十五	ている土地
	百分の二十五	有料の公務員宿舎用地
A 15 8 5 10 10	百分の二十五	国公立の病院及び診療施設用地

	<b>号の排除が不可能な土地</b>	土地	松道路として使用している公共性の高	切(国鉄、私鉄)	<ul><li>する施設に係る土地</li><li>二十二条に規定する社会福祉法人が経売二十二条に規定する社会福祉法人が経済</li></ul>	こ、管理する学校の用に供する土地立学校法第三条に規定する学校法人が設	1)境内地 2 境内地 2 境内地 2 場上 2 場	した受益者 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	交益者の事情があると認められて単する特別の事情があると認められ	を予定している土地	てる土地	行の公務員宿舎用地	ム立の病院及び診療施設用地
おとが言うる	免除	免除	免除	百分の二十五除	百分の七十五	百分の七十五	百分の五十 除	で対力地提供されて、後のでは、一般では、一般では、一般では、一般では、一般では、一般では、一般では、一般	免验	免除	百分の二十五	百分の二十五	百分の二十五
	The state of the s	Pik	態にあるものに限る所有者が長期に亘って				専ら本来の用に供しな よるものとする		THE		-	11.	

受益者は申告を していただきます

よって確認できますが、その土 賦課の対象区域となる土地所有者 とすればだれであるかは市ではわ 言す。その申告書は、毎年初めに かりませんので、申告していただ に権利者等があるかどうか、 土地の所有者は、 ある

水道計画をたて、

事業を実施する予定です。

● 1·2·3 文 〒 × 〒 卍

下水道を普及させます。これ以外の市街地にも順次下市では昭和五十年度までに、この区域を責任をもって

て、提出してください。なお、 **毘告書に同封する説明書をご覧く** 官内管、申告時期などについては に送りますから所要事項を記載し 申

下水管が布設され水洗化できる区域 (処理区域)

下水管が布設される区域(排水区域)

を提出してください。 发更があった場合又は住所が変わ った場合は、それぞれ変更申告書 申告後、土地所有者や権利者に

下水道計画区域

昭和43年度の賦課

予定区域で説明会

めていただく予定区域は、次の町 昭和四十二年度から負担金を納 一月下旬から実施

旬から順次開催しますが、 です。この区域の説明会を一月下

については、回覧等の方法により

お知らせします。

本町、三河町の各丁目。

この省令の施行について必要な事項は、市長が別に

して、この省令の規定を適用する。 2 この省令の規定を適用する。 2 この省令の施行前に施行された事業の部分については、当1 この省令は公布の日から施行する。 Rなく、」とする。 - 「毎年度の当初に、」とあるのは、「この省令の施 ・「毎年度の当初に、」とあるのは、「この省令の施

みなさんのご協力を

夏、ハエに悩まされない毎日、伝染病の心配のない生活のため のご協力をお願いいたします。 せしましたが、雨水等の災害から都市を守り、かやのいらない に前橋市の下水道を一日も早く完成で含るよう市民のみなさん このページは前橋市下水道事業受益者負担金についてお知ら

全国の557 都市数(A

下水道事業 182 施行都市数 (B)

下水道事業 受益者負担 金徵収都市 (C)

いあわせくだされば、くわし 直接おいでくださるか、お問

② 九 三五

→前橋市71番目

33%

のことがありましたら、水道

この説明だけでは、まだ不明

会館三階の水道島下水道課へ

こ その我に再そし 又に地一样であるすると記められるとき。 とき。 一 受益者について災害、盗難その他の事故が生じたこと により、後受者が当該負担金を納付することが困難であるたとき。

(負担金の減免)

第十一条 市長は、事業が終了したときは、遅滞なく、事業費の額及び単位貝担金額を確定しこれらを公告しなければならの額及び単位貝担金額を確定しこれらを公告しなければならない。
(負担金の精算)
第十二条 市長は、前条の規定により公告された単位負担金額を第一項の規定により定めた負担金の額との間に差額があると等一項の規定により定めた負担金の額との間に差額があるときは、遅滞なく、その差額に相当する金額を受益者から追徴とし、又は受益者に置付しなければならない。

2 前条の規定により公告された事業費及び単位負担金額の確認めるときは、前項の規定による精算をしないことができが認めるときは、前項の規定による精算をしないことができが認めるときは、前項の規定により公告された事業費及び単位負担金額の確

3 市長は、 公告の日後遅滞なく、その旨を公告しなければなら 、前項の規定により精算をしないときは、前条の規

第十三条 第七条の公告の日後受益者が納付するものとするいたっているものは、従前の受益者が納付するものとする。ただし、第八条第一項の規者の地位を承継するものとする。ただし、第八条第一項の規格の場合を表して、当該変更に係る当事者の一方又は双方がその旨を市長にいたっているものは、従前の受益者となった者は、従前の受益者の地位を承継するものとする。ただし、第八条第一項の規格の方式を表していたっているものは、従前の受益者が納付するものとする。 (受益者に変更があった場合の取扱い)

第十四条 支に (市長へ) (市長 (排水区域が拡張された場合の取扱い) 、この省令の規定を適用することができる。
市長は、新たに排水区域が拡張された区域を一の排水区域と
市長は、新たに排水区域が拡張された場合において の委任)

社会保険庁長官表彰

本市国民年金事業が

であることが認められ、昨年

月社会保険庁長官表彰の

▽現金五万円 正三さんから 〉現金平五百五十三円 川原町二七九水野 紅雲町一

茂木裕之(九歳)

一城東小三年 田口幸広君 衣類雑誌 五十五点 朝日町二 ら予託がありましたので施設へ 目十四~十九、五十嵐芳雄さん 現金五百円 城東町五丁自七~

から決算まで解説します。 得記の基礎理論と記帳技術を仕 複式簿記講習会

日から三月八日

受講資格本市内に居住または 皇子 前橋商工会議所 までの、土・日を除く

▽申し込み 一月五日までに市商
▽講師 県立前橋商業高校の教諭 政課または商工会議所へ 事業所に勤務する人。

ユ

43台の消防車が敷島公園に勢ぞろい して放水試験を行ないました(6日)

消防出ぞめ式

競輪場臨時従事員

②五十歳までの男子警備員(日給 **日四十歳までの女子(日給四百五** 競輪場では次のとおり臨時従事

広

③六十歳までの男子場内整理員

国民年金末納者に赤信号

ますぐ加入

してください

書を事業課(大手町三丁目十五 化手当を一日百円~二百円を支給 前十時三十分から午後四時三十勤務時間 競輪開催のつど、午 希望者は二十二日までに履歴 月王三日午後一 や、加入していても保険料を滞納が、ことしは国民年金の末加入者 している人で三干七歳以上の人 始まってから六年を経過しました 昭和六年四月一日以前に生まれ 昭和三十六年に国民年金制度が

分ごろまで。

▽国民年金制度のあらまし じな年です。 受給権を失ってしまうというだい 必要な掛金の期間が不足して年金 そこで、国民年金制度のあらま

険料をかけはじめて年金を受けら 資格をとってください。また、保 険料を帯納している人はすぐに保 れの力は必ず届出をして被保険者 しをお知らせしますから、加入も 金制度です) 業所に勤めている人が加入する年 場・事務所・銀行などの民間の事 制度です。)

員の方々をはじめ関係のみな

(国民年金課)

③共済組合…公務員(国・県・

た人)は、将来年金を受けるのに 人が加入するかというと次のとお れぞれの年金制度にはどのような はどういう制度があり、そしてそ ていますが、わが国の年金制度に て生活の保障を受ける権利をもっ ▽わが国の年金制度 すべての国民は年金制度によっ

ら六十歳までの人が加入する年金 ▽年金制度の種類と加入する人 商業などの自営の人で、二干歳か ①国民年金…一般の人(農業や

②厚生年金…会社員(会社・工

一、強制加入被保険者 になるのでしょうか 拠出制の国民年金は、被保険者

が毎月納める保険料に国が保険料

の半額に相当する額を積みたてて

る人や、その配偶者などは強制

月

12

19

岩神町1234 丁目、敷島 町、緑ヶ丘 町、若宮町 1234丁目、 荒牧町

26

でゴマをたいてもらいます。また

いりをします。厄年の人は、ここ

発展することでしよう。

【写真は南橋団地】

につれて、この辺りも今後大いに

一王門をくぐり元三天師におま

生年金等の公的年金に加入してい

ただし右にあげた人びとでも厚

火

北代田町、 下小出町、 平和町12丁 目、住吉町 12丁目

13

南町1234丁 目、紅雲町 12丁目、文 京町1234丁 目

20

朝日町1234 丁目、天川 町、野中町 駒形町、天 川大島町、 東善町

27

大手町 123 丁目、本町 123丁目、 住吉町12丁 目

それが現在の建物です。

▽どんな人が国民年金の被保険者 被保険者には次の二つの種類が

局・専売公社・農協など公の機関市町村・学校・警察・国釭・電話 済組合にわかれています) および農協など農林団体の職員と 校の教職員・国鉄など公社の職員 国家公務員・地方公務員・私立学 制度です。なお、この共済組合は につとめている人が加入する年金 いった職域ごとの単位に五つの共 ⑤弁護士・税理士・公認会計士 ④開業している医師・薬剤師 する人 ③旅館・飲食店・理美容業・クリ ②商・工業に従事する人 ーニング業などサービス業に従事

ン物収集日

木

1

岩神町1234 丁目、緑ヶ 丘町、荒牧 町、上小出 町、敷島町

8

大手町 123 丁目、鳥羽 町、大友町

15

日吉町1234 丁目、三俣 町、西片貝 町、城東町 12345丁目

22

三河町12丁 目、南町12 34丁目、文 京町1234丁 目

29

朝日ヶ丘町 光ヶ丘町、 元総社町

**톓所であり、特に酒井氏はこの寺 ろが北前橋となり、東武バスの拠** 

金

2

国領町12丁 目、若宮町 1234丁目

千代田町 2345丁目、 南橘町、す

16

江木団地、 下沖町、幸 塚町、北代 田町、下小 出町

23

千代田町1 2345丁目、 46・47六供町、天川原町、上佐鳥

けたともいわれて

10

17 元総社町、 総社町全域 青梨子住宅

24

和町12丁 、朝倉団 、後開住 、広瀬団

十日地宅地

弁理士または芸術家など広い範囲 で以上の人の配偶者・従業員など 6日雇労務者・無職または失業中

水

本町 123丁 目、表町12 丁目、天川 原町

14

石倉町、古市町、光ヶ丘町 前着田団地、 江田町、明日 ヶ丘町、小相 木町

21

国領町12丁 目、昭和町 123丁目、 上小出町

28

日吉町1234 丁目、三俣 町、西片貝 町、下沖町 幸塚町、上 泉町

ければなりません。 定の範囲の人びとは必ず加入しな です。これには、法律に定める一 この人たちを強制加入被保険者

①展・林・漁業に従事する人 年四月二日以後に生まれ、本年満といいます。年令は、明治四十四 干歳以上の人です。また、職業 は除外されます。 《2月 士: 3

二月一日までに生まれた方。 年九月二日から、昭和二十三年

すと他の公的年金の不十分な点を 、任意加入被保険者となる人 学生なども強制加入被保険者から このしくみは、ひと口にいいま

受給権のある人およびその配偶者 また、すでに公的年金の受給者や の市内に住んでいて、昭和二十二 で、 てください。 【申出をする方】

できませんから、次に該当される のっていませんと投票することが 方は、必ず三月一日までに、文書 群馬県知事選挙が予定されていま 選挙権があっても選挙人名簿に 市選挙管理委員会へ、申し出 る方は、この甲出をする必要は ただし、転入届出を済ませてい 昭和二十三年三月二日以前の方

※くわしいことは、市選挙管理委 ③すでに、本市の選挙人名簿に登 から、もれている方。 録される資格のある方で、 ありません。

員会事務局へお問い合せください 名簿 たといわれています。 また、現在の境内は昔竜ケ淵とい その名まえも竜蔵寺と改めました 橋城を築くとき、 焼してしまいましたが、その後既 師の像が安置され のため青柳村から竜蔵寺村に移し 戦国時代には、 兵火にあって全 お城の鬼門除け

生しました。

六八三戸が建てられ、南橋町が誕

戸、その他の住宅五四戸あわせて

三三戸、県営九六

の一つとして、前橋城主代々の祈 であったところから竜蔵寺と名付 って利根川が流れ、潜竜深淵の地 この寺は、天台宗関東八カ壇林 います。 ると、国道十七号に出てまいりま ではここからすこしさがったとこ すが、ここはもと大師入口として ンな南橘農協を見ながら歩いてく から表彰されました。 電車の停留所がありました。いま 中で、モデル団地として建設大臣 再び南橋出張所前を通り、モダ 四十一年七月、全国住宅団地の

七四六)に寺を建てなおしました の元三大師をあつく尊敬し、祈と けてしまったので、延享三年(一 **本堂、**庫裏(くり)など残らず铣 つ料として五十石を贈りました。 和二年(一七四一)の火災で、 点となっています。 至于万円、約八十七万二三平平方於 と、昨年十一月起工式を行なった に及ぶ地域です。この事業の進行 業が思い出されます。総工費十億 前橋都市計画北部土地区画整理事 **赤出町、下小出町に入ります** 

初前に30万人の人波





八幡様で行なわれただるま供養

補う制度ともいえるのです。前記 制加入被保険者にはなれません。 の配偶者や、すでに恩給などの年 務員の共済組合に加入している人 したように会社員の厚生年金や公 しかし、例えば夫が会社員や公

> 加入できることになっています。 のしくみには次のような人びとが たのがこのしくみです。そしてこ

大 師

さまと南橘団

記(8)

制度から恩給などの年金を受けて を考慮してそれらの人びとが国民 する受給者の立場、そういう立場 いるが、それだけでは不十分だと 別に自分名儀の年金を受けたいと 老後の生活に不安を感じ、夫とは されているけれど、それだけでは いう妻の立場、また他の公的年金 していて、将来年金の支給は約束 **村員で厚生年金や共済組合に加入** 

菓子、石あめ、

られています。

昔と変わったとい おもちゃなどが売

えば、まつかわせんべいはなく、

らの露店がはられ、縁起物、わた

参道から境内にかけては昔なが

にしようという趣旨から設けられ フ年金の通算制度

らいて所得保障を完全に近いもの 年金に任意に加入できるみちをひ でその人たちに申し出て組合に加 組合をつくって集金していますの でも扱っていますが、各町内自治 ②恩給などの公的年金制度の年金 入することが便利です。 ワ国民年金の保険料(月額) 受給者とその配偶者。 会役員や婦人会役員が保険料納付 金制度に加入している人の配偶者 方法のほか、城南支所・各出張所 〇…保険料は直接市役所へ納める 満三十五歳以上 満二千歳~三十四歳 二〇〇円 の会社員や公務員など、公的年

二三五〇円

脂が多いので有名です。

さまのお祭りです。 厄(やく)落

月三日は竜蔵寺町にある大師

しの大師さまとして厄年の人の参

加入する年金制度が変っても、

ムダもない 前後の加入期間は通算されます。 ように おまいりに行き、

票の

選挙人名簿の登録申し出を 3月1日までに ②昨年の六月一日から、昨年の十 から転入した方で、生年月 **戸一日までの間に、他市町村** うにん) が青柳村 大三年)見出 に建て、はじめ満 **常いた勝道上大** すと、延暦一年 南橋村誌により しょうどうしょ この竜蔵寺は

寛和二年(九八五 願寺と名付けられ には、仙賀阿闍

本年は、参議院議員通常選挙と

梨によって元三大 きたものでした。 六年、市営住宅五 す。 を行なってすでに この団地の起工式

います。 児童遊園もありバ スがここまできて 団地の中央には 三六年一月

並みが続いていま その後にさらに家 建ちならんで見え

多く、この道も自動車でいっぱい 姿も数多く見受けられます。 す。参詣者も自動車でくるものが られ、その半分が舗装されていま 今年の運勢をうらなう若い人々の 十七号線までは道幅も八層に拡げ 石井県道に出て、ここから国道

でした。時代の移り変わりをここ 南橘出張所から北に入ると左側

三十七年合併地区で最初に建てら でもしみじみと感じます。 れた体育館です。 に南橘中学校の体育館が見えます

ライ、マグマ大使などと宇宙時代 おこしに付いているお面もウルト

を象徴するものが多くなっていま

かっては、夜のあけないうちに

**霜柱のたつ道を** 

ザクザクと踏みつけながら帰って(舗装された道路の両わきに四階建 に入ります。中央に植込みがあり さらに北へ進むと南橋住宅団地

ての住宅が十数棟

地